

河内長野市企業人権協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、河内長野市企業人権協議会（以下「協議会」という。）と呼び、事務所を河内長野市役所内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、公正採用選考人権啓発推進員制度の円滑な推進をはかり、企業の立場から同和問題はじめとする人権問題の解決のため、企業従業員の啓発の充実と雇用機会の均等化など、一貫した推進体制の樹立を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 同和問題はじめとする人権問題に関する研修・講習会等の開催
- (2) 同和問題はじめとする人権問題の啓発普及
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) その他目的達成に必要な事業

(会員及び協力機関)

第4条 協議会の会員は、河内長野市内の事業所が設置する推進員をもって組織する。

また、協議会の運営を円滑に進めるため、下記の各機関に指導協力を求めることが出来る。

- ・河内長野公共職業安定所
- ・河内長野市
- ・その他関係機関

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 会計監査 2名

(役員を選出及び任期)

第6条 役員は総会において選出し、役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その役員の所属する事業所の後任の推進員がこれに当たり、その期間は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- ③ 会計は会計事務を処理する
- ④ 幹事は三役を補佐し、必要に応じて会員の連絡調整にあたる。
- ⑤ 会計監査は会計全般を監査し、総会に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議は総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は協議会の最高決定機関とする。

- 2 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。
- 3 総会は会員の過半数の出席により成立し、その議事は出席会員の過半数により決定する。

(総会の決定事項)

第10条 次の事項は、総会に附議しなければならない。

- ① 規約の改廃
- ② 活動報告及び活動方針
- ③ 予算及び決算
- ④ その他総会及び役員会が必要と認めた事項

(役員会)

第11条 役員会は、協議会の執行機関で三役と幹事及び会計監査で構成し、会長が招集する。

- 2 役員会は、会長が必要と認めたときは適宜これを招集する。

(書面等による審議)

第12条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(会費)

第13条 協議会の経費は、会費・寄付金その他の収入金をもってこれに充てる。会費は、一事業所につき年額1万円とする。

(事業年度)

第14条 事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第15条 この規約に定めるものの他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は1981年12月 2日から実施する。

2 1981年度の事業年度に限り12月2日から1982年3月31日までとする。

附 則

この規約は1983年5月26日から適用する。

附 則

この規約は1989年5月30日から適用する。

附 則

この規約は1998年6月 3日から適用する。

附 則

この規約は2002年5月31日から適用する。

附 則

この規約は2014年4月 1日から適用する。

附 則

この規約は2021年6月30日から適用する。